第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
○四・○一―○四・一○	生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
○五・○一―○五・一一	ＣＴＨ
第二部　植物性生産品	
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
○六・○一―○六・○四	生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	
○七・○一―○七・一四	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	
○八・○一―○八・一四	生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
○九・○一	ＣＴＳＨ又は配合
○九○二・一○―○九○二・二○	生産において使用される第○九○二・一○号及び第○九○二・二○号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
○九○二・三○―○九○三・○○	ＣＴＳＨ又は配合
○九・○四―○九・一○	ＣＴＳＨ又は配合、破砕若しくは粉砕
第一○類　穀物	
一○・○一―一○・○八	生産において使用される第一○類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	
一一・○一	ＣＣ
一一・○二―一一・○三	生産において使用される第一○類、第一一類、第○七・○一項、第○七・二三項、第○七・一四項、第二三・○三項及び第○七一○・一○号の全ての材料並びに第○七一二・九○号の乾燥ばれいしょが締約国において完全に得られるものであること。
一一・○四	ＣＣ
一一・○五―一一・○九	生産において使用される第一○類、第一一類、第○七・○一項、第○七・二三項、第○七・一四項、第二三・○三項及び第○七一○・一○号の全ての材料並びに第○七一二・九○号の乾燥ばれいしょが締約国において完全に得られるものであること。
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
一二・○一	ＣＴＨ
一二・○二―一二・一四	ＣＴＨ（第一二・○一項の材料からの変更を除く。）
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
一三○一・二○―一三○二・一九	ＣＴＨ
一三○二・二○	ＣＴＳＨ（ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。）
一三○二・三一	ＣＴＨ
一三○二・三二	ＣＴＳＨ（ただし、ローカストビーンから得た非原産である粘質物及びシックナーは、使用することができる。）
一三○二・三九	ＣＴＨ
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	
一四・○一―一四・○四	生産において使用される第一四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
一五・○一―一五・○六	ＣＴＨ
一五・○七	生産において使用される第一二・○一項及び第一五・○七項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・○八	ＣＴＨ
一五・○九―一五・一○	生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・一一―一五・一三	ＣＴＨ
一五・一四	
菜種油及びその分別物	生産において使用される第一二・○五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
からし油及びその分別物	ＣＴＨ
一五・一五	
米油及びその分別物	生産において使用される第一○・○六項及び第一五・一五項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
その他の産品	ＣＴＨ
一五一六・一○―一五一七・一○	ＣＴＨ